平成２２年（フ）第１２６号
岐阜県多治見市大薮町1573―48、住民票上の住所愛知県北名古屋市山之腰五条87番地　リバーハイツ五条103号
破産者　簾田　佳人
1　決定年月日　平成22年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２２年（フ）第４号
釧路市芦野５丁目15番17号
破産者　北海道観光株式会社
1　決定年月日　平成22年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第８３号
埼玉県新座市東北２丁目24番14号
破産者　株式会社昌英
1　決定年月日　平成22年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１３６号
川崎市中原区宮内１丁目４番34号
破産者　有限会社嶋田設備
1　決定年月日　平成22年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第５２８号
川崎市宮前区小台２丁目６番１
破産者　株式会社丸秀
1　決定年月日　平成22年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第２２６号
神奈川県横須賀市平作１丁目１番３号
破産者　東城建設有限会社
1　決定年月日　平成22年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第６８号
新潟県三条市猪子場新田922番地26
破産者　仲川　　努
1　決定年月日　平成22年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所三条支部

平成２２年（フ）第１５２２号
名古屋市中区金山１丁目15番２号
破産者　株式会社ニーズ・ベスト
1　決定年月日　平成22年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２３６号
三重県四日市市和無田町976番地
破産者　有限会社大久保組
1　決定年月日　平成22年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第６６１６号
大阪市天王寺区上本町５丁目１番５号
破産者　株式会社アール・ワイ
1　決定年月日　平成22年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０１９０号
大阪市西区靱本町１丁目４番８号
破産者　サン化学株式会社
1　決定年月日　平成22年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１７９２号
大阪市中央区南船場３丁目１番７号　日宝東心斎橋ビル６階７号、商業登記簿上の本店所在地大阪市中央区久太郎町４丁目２番１号本町イシカワビル２階
破産者　株式会社トップワン
1　決定年月日　平成22年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５２５０号
兵庫県明石市二見町東二見299―９
破産者　有限会社インターナショナルサービス
1　決定年月日　平成22年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６０６１号
大阪府東大阪市新家東町３番20号
破産者　リューズ株式会社
1　決定年月日　平成22年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６４８２号
大阪府守口市金田町２丁目55番３―501号
破産者　有限会社平成工業
1　決定年月日　平成22年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６５３８号
神奈川県横須賀市大矢部３丁目30番６号
破産者　エクスペディション有限会社
1　決定年月日　平成22年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６５８０号
大阪市北区天神橋１丁目８番16―202号
破産者　有限会社アームス
1　決定年月日　平成22年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６７３３号
大阪府吹田市千里山東２丁目22番14号
破産者　株式会社千里山生鮮市場
1　決定年月日　平成22年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８００号
大阪市淀川区宮原２丁目12番20号
破産者　有限会社イワイ
1　決定年月日　平成22年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第４０６号
兵庫県赤穂市加里屋中州４丁目７番地
破産者　有限会社フジヤ
1　決定年月日　平成22年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第２４号
岡山県久米郡美咲町周佐1411番地
破産者　株式会社小島建設
1　決定年月日　平成22年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所津山支部

平成２２年（フ）第５１９号
北九州市小倉南区沼本町１丁目９番29号
破産者　日東ドアー株式会社
1　決定年月日　平成22年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部